

プレスリリース

平成12年12月22日
畜産局衛生課

牛海綿状脳症（BSE）における防疫措置の強化・徹底について（第2報）

平成12年12月21日開催された「第2回牛海綿状脳症（BSE）に関する技術検討会」において、我が国が講じている牛肉等に対する措置はBSEの侵入防止策として十分に有効であると再度確認されたところであるが、さらにBSE侵入防止のなお一層の万全を期するため、EU諸国等からの牛肉、牛臓器及びそれら加工品等の輸入を停止すべき旨の意見をいただいたところである。

今般の検討会の意見を踏まえ、農林水産省としては、BSEの我が国への侵入防止のなお一層の万全を期するため、以下のとおりさらなる防疫措置の強化・徹底を行うこととし、本日付けで関係各国、関係機関等に通知した。

- 1 EU諸国等からの牛肉、牛臓器及びこれらの加工品の輸入停止
 - (1) 対象物品 平成13年1月1日以降、現地で船積みされる牛肉等（牛肉、牛臓器（ケーシングを含む）、加熱処理牛肉、加熱処理牛臓器、牛肉・牛臓器を原料とする加工品であって対象国で生産、加工及び調整されたもの）
 - (2) 対象国 EU諸国等

- 2 EU諸国等からの牛精液、牛受精卵及び牛未受精卵の輸入停止
 - (1) 対象物品 平成13年1月1日以降、現地で船積みされる牛精液、牛受精卵及び牛未受精卵
 - (2) 対象国 EU諸国等

3 動物用医薬品等の原料としての反すう動物由来の物質の使用制限

- (1) EU諸国等産の反すう動物由来の物質を動物用医薬品等及び飼料添加物の原料として使用することを禁止。
- (2) 反すう動物由来物質を製造原料として使用している動物用医薬品等及び飼料添加物について、製造原料の製造元、使用部位等の製造業者等による自主的な点検を進め、原料調達先を切り替える等の必要な措置の徹底。

問い合わせ先

畜産局衛生課

代 表：3502 - 8111

(内線4613)

夜間直通：3591 - 6584

担 当：杉浦、伊藤、大石